

第 4 8 号議案

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市立小学校設置条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 0 号）及び
亀岡市立中学校設置条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 1 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例
の一部を改正する条例

（亀岡市立小学校設置条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市立小学校設置条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表 1 3 の項中「野堀 1 番地の 7」を「溝ノ上 1 4 番地 4」に改める。

（亀岡市立中学校設置条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市立中学校設置条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表 5 の項中「1 4 番地の 4」を「1 4 番地 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市立小学校設置条例第1条の規定の適用については、平成27年12月28日までにおいて教育委員会規則で定める日までの間は、「亀岡市馬路町溝ノ上14番地4」とあるのは、「亀岡市馬路町野堀1番地の7」とする。

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 小中一貫校の設置に伴い、亀岡市立川東小学校及び亀岡市立高田中学校の位置を定めること。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めること。